

参考資料集

平成30年4月11日

支援対象者の要件
厳格な成績管理の実施・公表

現行の給付型奨学金における学力・資質要件の確認方法

生徒(非課税世帯)

高等学校等

大学等



- ①日本学生支援機構から推薦枠の割振り
- ②申し込みのあった非課税世帯の生徒の中から推薦枠数の範囲内で候補者を選定
(例: 推薦枠が3枠で申込数が9人の場合、9人の生徒から3人を選定)

【推薦基準】

日本学生支援機構が示すガイドラインに基づき、各高校等において推薦基準を作成

(学力・資質要件)

- ・十分に満足できる高い学習成績
 - ・教科以外の学校活動等で大変優れた成果、概ね満足できる学習成績 等
- (留意点)
- ・学習状況の評価に加えて、進学意欲や目的、進学後の人生設計を含めて総合的に判断することが重要
 - ・進学意欲や目的、進学後の人生設計を確認・評価するにあたっては、レポートの提出や面談等により本人を意欲を十分に確認



進学届(大学等経由)

支給開始

大学等進学後の学習状況等に関する要件(適格認定要件)

【学業成績】

区分	「政策パッケージ」脚注	給付型奨学金(現行)	貸与型奨学金(現行)
廃止	例えば、 ・警告を連続で受けたとき	卒業延期確定 標準修得単位の1/2以下又は学校長が著しく少ないと認めた場合	【返金を求める】 左記のうち、成業の見込みがなく、やむを得ない理由がない 【返金を求めない】 左記のうち、成業の見込みがなく、やむを得ない理由(本人の病気、事故によるけが、家族の介護、災害等)がある
停止	—	左記のうち、成業の見込みがある ・学習意欲に欠ける(出席率が5割以下など) ・仮進級	・卒業延期確定又はその可能性が極めて高い ・当年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない ・廃止に該当する者のうち成業の見込みがある
警告	例えば、 ・1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していない ・GPAが下位4分の1に属する ※警告を連続で受けたとき、支給を打ち切る	・修得単位数が少ない(標準修得単位の8割以下) ・学修の評価内容が劣っている(GPAにおいて下位2分の1) ・学習意欲が低い(出席率が8割以下など) ※上記の廃止又は停止の基準に該当しない限り、警告を複数回受けても廃止等の措置を受けない。	・当年度の修得単位数が標準修得単位の2分の1以下 ・学校長が当年度の修得単位数が著しく少ないと認めた ・当年度の学修の評価内容が著しく劣っている(下位2分の1) ・学習意欲に欠ける(出席率を含む) ・仮進級
継続	—	—	—

【参考】適格認定実施結果 (平成28年度)

廃止	17,997人 (1.9%)
停止	9,846人 (1.1%)
警告	10,499人 (1.1%)
合計	38,342人 (4.1%)

【人物】

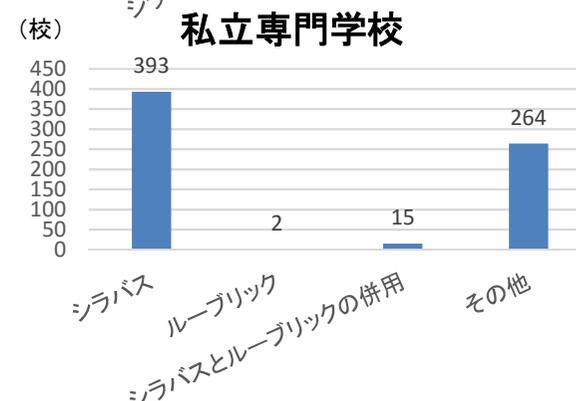
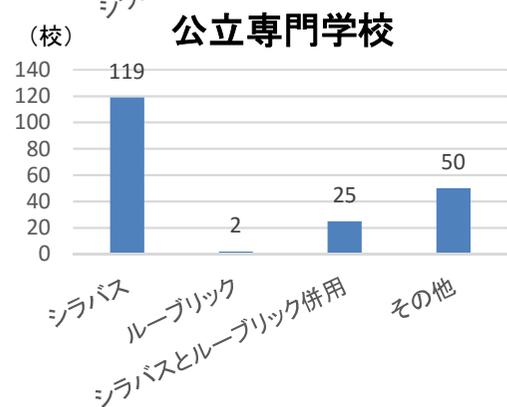
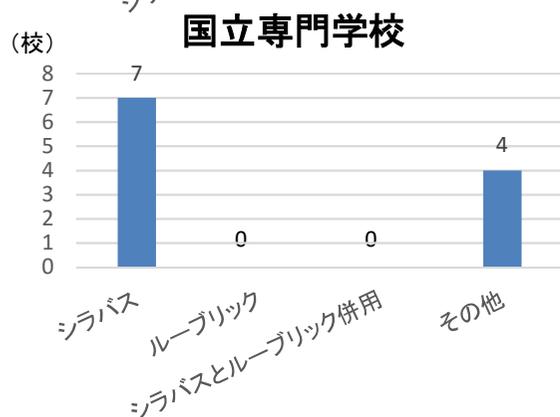
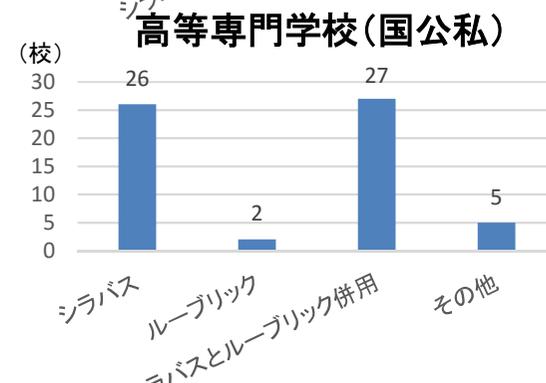
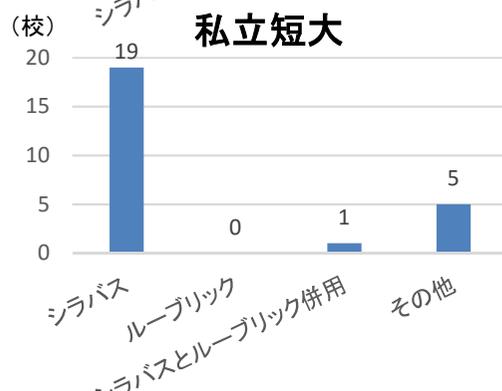
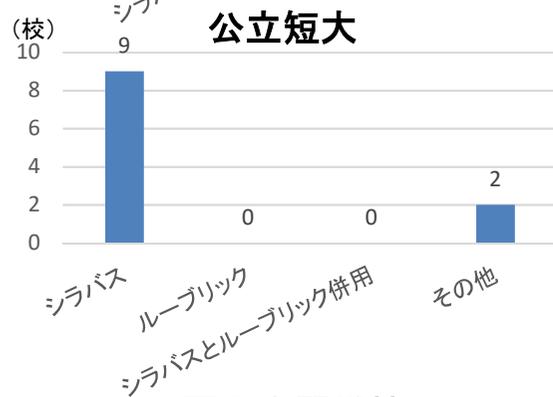
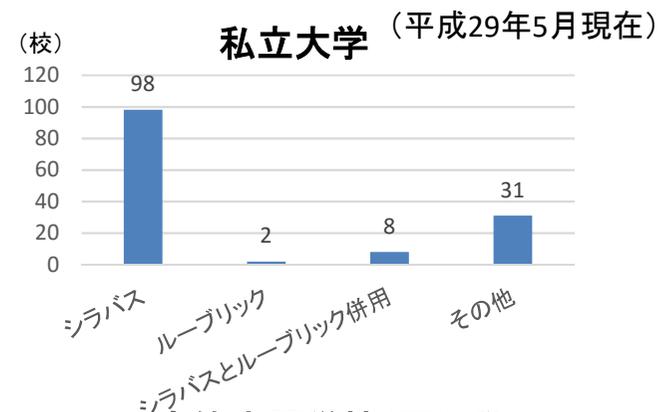
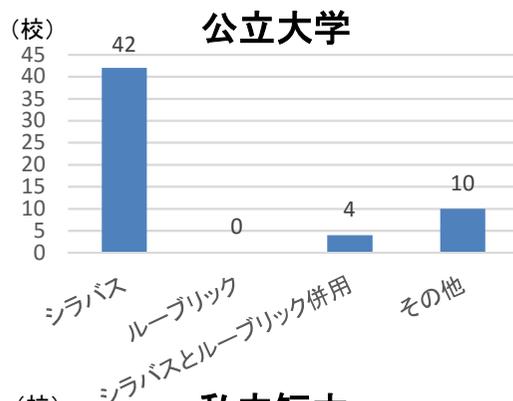
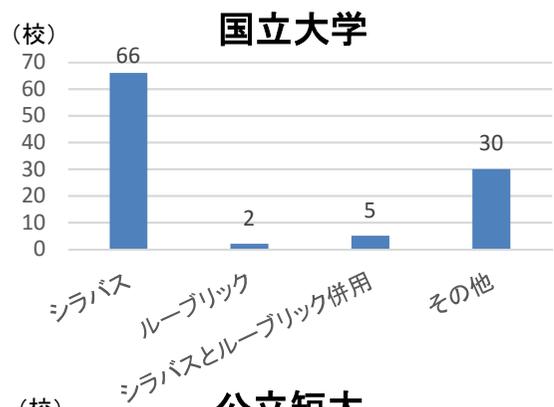
区分	給付型奨学金(現行)	貸与型奨学金(現行)
廃止	・学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当 【返金を求める】 左記のうち、学校処分による退学、除籍、無期停学又は有期停学3月以上等 【返金を求めない】 左記のうち、学校処分による有期停学1月以上3月未満等	・退学・除籍の処分を受け学籍を失った(授業料未納以外) ・学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当(無期停学、1年を超える有期停学等)
停止	・学校処分のうち廃止に該当しないもの(1月未満の停学、譴責、戒告、訓告等) ・学校内外の規律を乱し、奨学金の給付を停止することが適当である者	・停学その他の処分を受けた者(廃止に該当しない者) ・学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止することが適当である者(不起訴処分の場合に限る)
警告	—	—
継続	廃止、停止、警告に該当しない者	廃止、停止、警告に該当しない者

【経済状況】

区分	給付型奨学金(現行)	貸与型奨学金(現行)
廃止	—	・経済状況が好転していると認められる場合
停止	家計支持者の収入が以下のいずれかとなった場合 ・住民税所得割額(家計支持者が2人の場合はその合計額)が20万円を上回った場合 ・2年連続して住民税課税世帯となった場合	—
警告	—	—
継続	廃止、停止、警告に該当しない者	廃止、停止、警告に該当しない者

成績評価基準の明示方法

成績評価に関する学内の基準の明示方法について、多くの学校が「シラバス」を活用していると回答。



(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

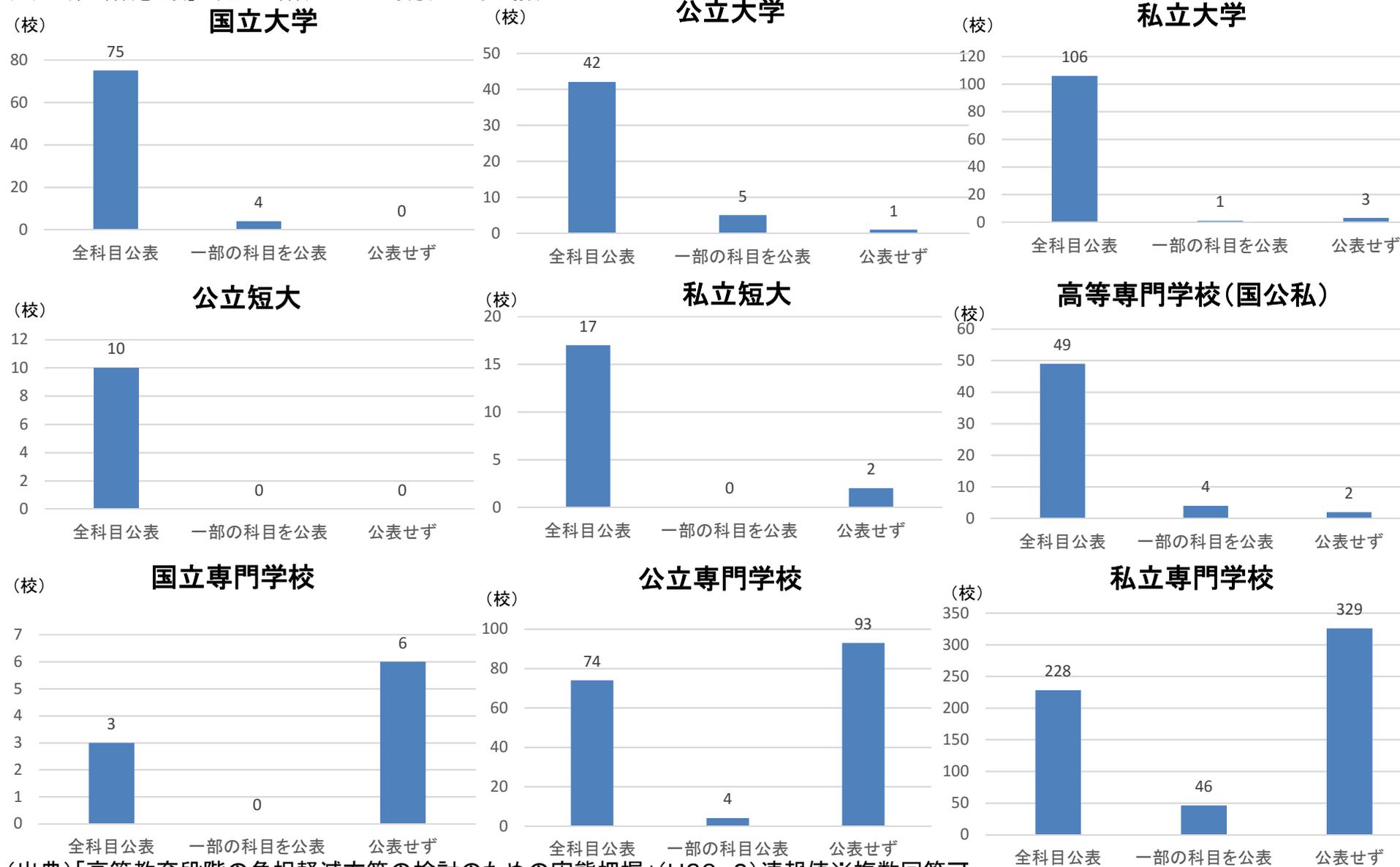
※「その他」の例： 学生便覧、履修の手引

成績評価基準の学外への公表状況

成績評価基準について、多くの大学では学外にも公表している。専門学校についても、一定数の学校においては、学外にも公表している。

(平成29年5月現在)

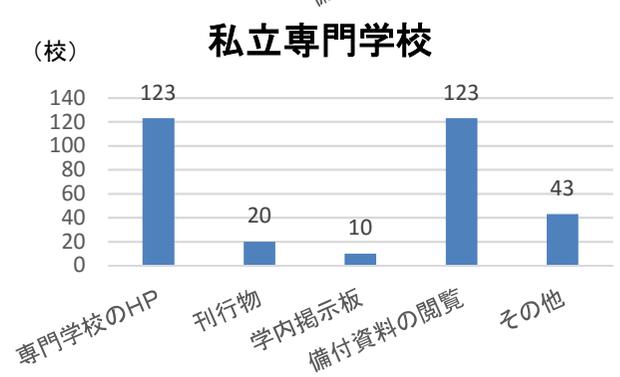
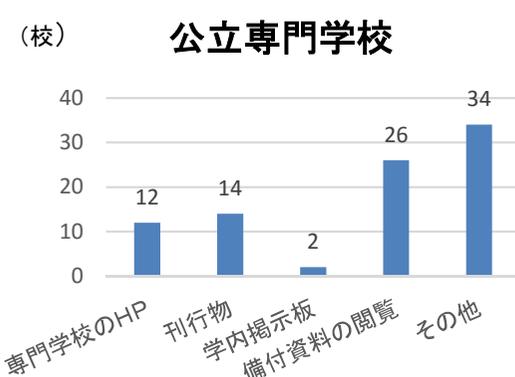
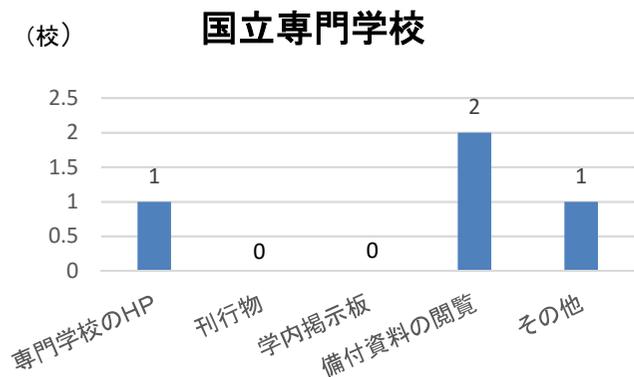
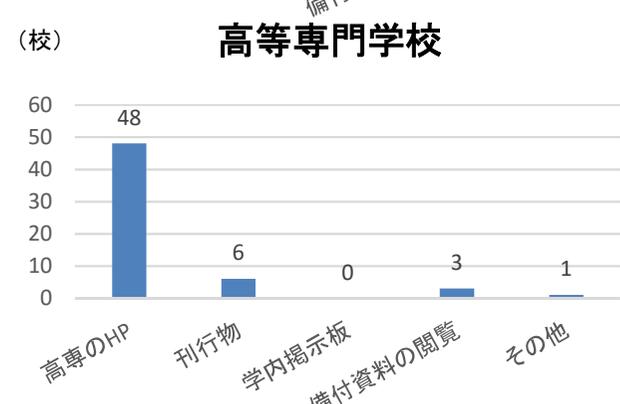
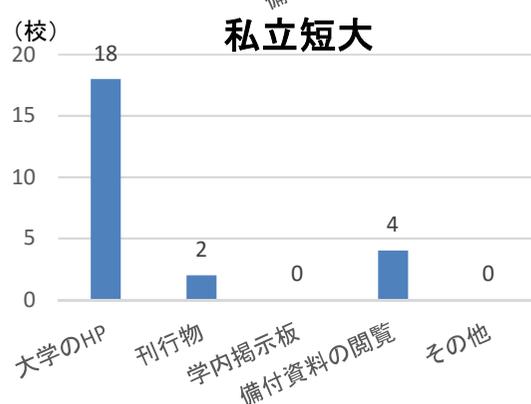
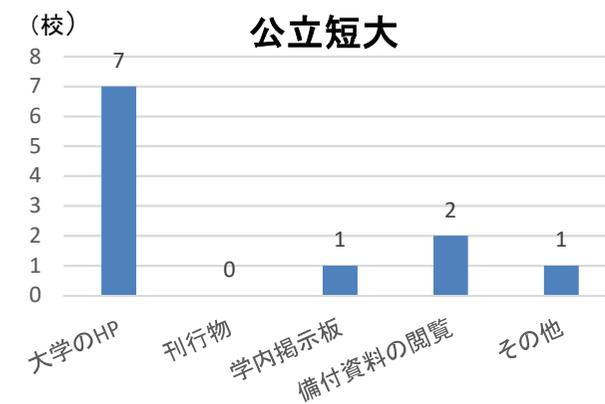
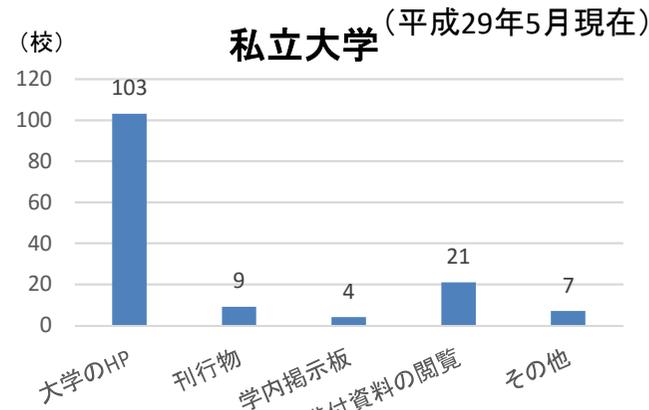
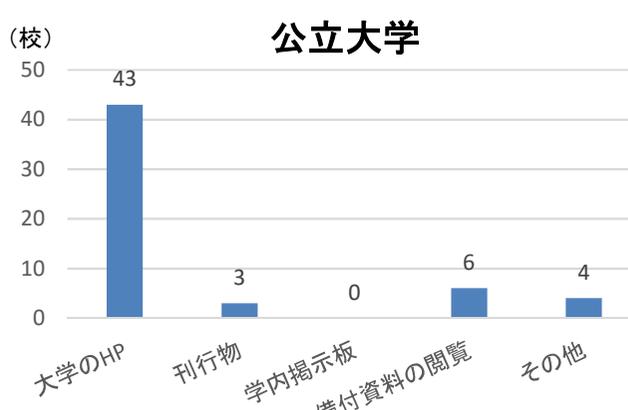
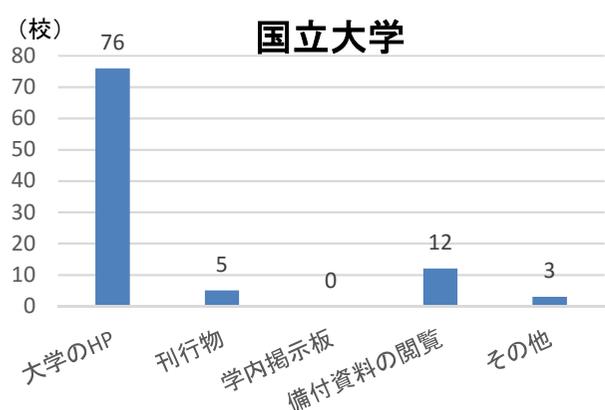
(※)「一部の科目を公表」は、全ての科目について公表されていない場合



(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

成績評価基準の公表方法

成績評価基準の公表にあたっては、多くの大学等が、ホームページを活用している。



(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

※「その他」の例: 閲覧請求への個別対応

厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度①

○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度②

○ 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄)

(成績評価基準等の明示等)

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

○ 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(成績評価基準等の明示等)

第十七条の三 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度③ (専門学校)

○ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)(抄)

第百八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

○ 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)(抄)

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数(当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間)以上の授業科目を履修することとする。

情報の公開(公表・提供)に関する現行制度 (大学)

■大学

学校教育法の規定

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

学校教育法施行規則(第172条の2)

- ① 大学の教育研究上の目的、卒業認定・教育課程編成・入学受入れ方針(学部、学科、課程等ごと)
- ② 教育研究上の基本組織(学部名称等)
- ③ 教員組織、教員数(男女別、職別)、教員の保有学位・業績
- ④ 入学者数、収容定員、在学生数、卒業・修了者数、卒業後の進路(進学者数、就職者数、主な就職分野)
- ⑤ 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画
- ⑥ 学修成果の評価の基準、卒業・修了認定の基準
- ⑦ 校地、校舎等の施設・設備その他教育研究環境(キャンパス概要、課外活動の状況等)
- ⑧ 授業料、入学料その他の費用徴収、寄宿舍・学生寮の費用、施設利用料等
- ⑨ 学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援(留学生支援、障害者支援等の学生支援を含む)
- 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(公表は努力義務)

◆ 情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

※大学における自己点検・評価結果は別の法令で公表義務を規定
(学校教育法第109条)

情報の公開(公表・提供)に関する現行制度 (専門学校)

■ 専門学校

学校教育法の規定

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
(第133条で専修学校に準用)

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン (平成25年3月文部科学省生涯学習政策局)

(提供する情報の項目例として例示)

- ① 学校の概要、目標及び計画(教育・人材養成目標や指導計画、経営方針、校長名、所在地、沿革 その他諸活動(防災・保健)等)
- ② 各学科(コース)等の教育(入学受入れ方針、入学者数・収容定員、在學生数、カリキュラム、成績評価基準、卒業・修了の認定基準、資格取得・検定試験合格等の実績、卒業者数、卒業後の進路 等)
- ③ 教職員(教職員数(職名別)、教職員組織、教職員の研修・研究活動等、教員専門性(職務上の実績))
- ④ キャリア教育・実践的職業教育(キャリア教育や実習・実技の取組状況、就職支援等への取組支援)
- ⑤ 様々な教育活動・教育環境(学校行事、部活動等の課外活動)
- ⑥ 学生の生活支援(学生支援への取組状況、生活上の諸問題の状況及びその対処・指導の状況、留学生・障害者等への学生支援)
- ⑦ 学生納付金・就学支援(学生納付金、経済的支援措置の内容等)
- ⑧ 学校の財務(事業報告書、貸借対照表、収支決算書、監査報告書)
- ⑨ 学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策)
- ⑩ 国際連携の状況(※)(留学生の受入れ・派遣状況、外国の学校等との交流状況)
- ⑪ その他(※)(学則、学校運営の状況に関するその他の情報)

(※)は任意

◆ 広く一般社会に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

GPA制度について

GPA (Grade Point Average) 制度:
客観的な成績評価を行うため、授業科目ごとに0~4などのポイントを付した上で、学生ごとの成績の平均を算出すること。

国際教養大学の例 (平成29年度)

- ・学期ごとと入学後の累積でGPAを算出し、学修の結果を確認
- ・成績不良による休学・退学勧告等の厳格な運用を行い、学生の学習意欲の喚起

成績	成績点	評価点
A+	100	4.00
A (Excellent)	95-99	4.00
A-	90-94	3.70
B+	87-89	3.30
B (Good)	83-86	3.00
B-	80-82	2.70
C+	77-79	2.30
C (Satisfactory)	73-76	2.00
C-	70-72	1.70
D+	66-69	1.30
D (Poor)	60-65	1.00
F (Failure)	59 or lower	0.00

(算出方法)

$$\text{GPA} = \frac{4 \times \text{A単位数} + 3 \times \text{B単位数} \cdots}{\text{総履修登録単位数}}$$

評価点が見つからない成績 (Pass, Withdrawal等) が付与される科目の単位数は含まない

アメリカでの取扱いの一例

- ① 学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を例えば5段階 (A, B, C, D, F) で評価し、それぞれに対して4, 3, 2, 1, 0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均 (GPA, グレード・ポイント・アベレージ) を出す。
- ② 単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要とされる。
- ③ 3セメスター (1年半) 連続してGPAが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。
(突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。)

実務経験のある教員による科目の配置状況

実務家教員に関する現行制度①

○ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

実務家教員に関する現行制度②

○ 専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）（抄）

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

実務家教員に関する現行制度③

○ 高等専門学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（教授の資格）

第十一条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
- 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

○ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（教員の資格）

第四十一条

専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

外部人材の理事への任命

外部理事の登用状況

(学校法人は平成29年5月現在、国立大学法人は平成29年9~10月現在)

国立大学法人

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
2人	2	0	2
3人	16	2	16
4人	26	11	26
5人	15	7	7
6人	13	10	10
7人	7	5	5
8人	3	1	1
計	82	36	67

学校法人(私立大学)

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
5人	4	3	3
6人	3	3	3
7人	5	4	4
8人	10	7	7
9人	12	12	12
10人	12	11	8
11~20人	57	56	53
21~30人	6	6	5
31~40人	4	4	4
計	113	106	99

注)回答数 113/195大学

学校法人(私立専門学校)

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
4人	2	2	2
5人	73	59	59
6人	177	146	146
7人	140	121	121
8人	43	40	40
9人	27	26	26
10人	15	13	9
11~20人	32	29	26
21~30人	3	3	2
31~40人	1	1	1
計	513	440	432

注)回答数 513法人/627法人

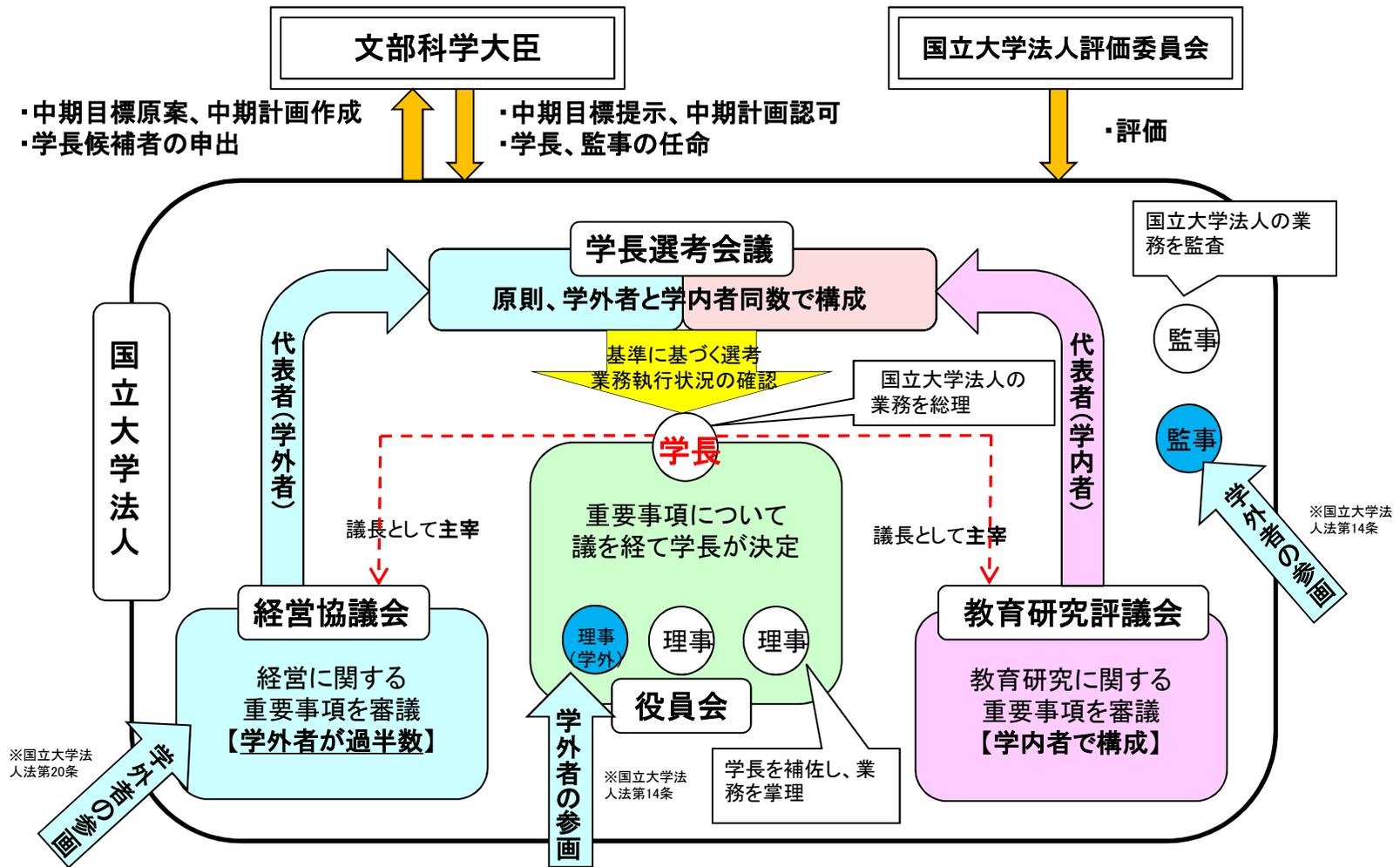
注1) 学部を有する全国立大学(82大学)

注2) 現理事数が3以下で外部理事1人の大学 16

(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値 ※複数回答可
国立大学法人一覧(平成29年9月、文部科学省)を元に作成

※国立大学以外は、同じ学校種での教職員から理事に就任した者は、外部人材として計上されていない。

国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度①



国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度②

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（経営協議会）

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

別表第一(第2条、第4条、第10条、附則第3条、附則第15条関係)(抄)

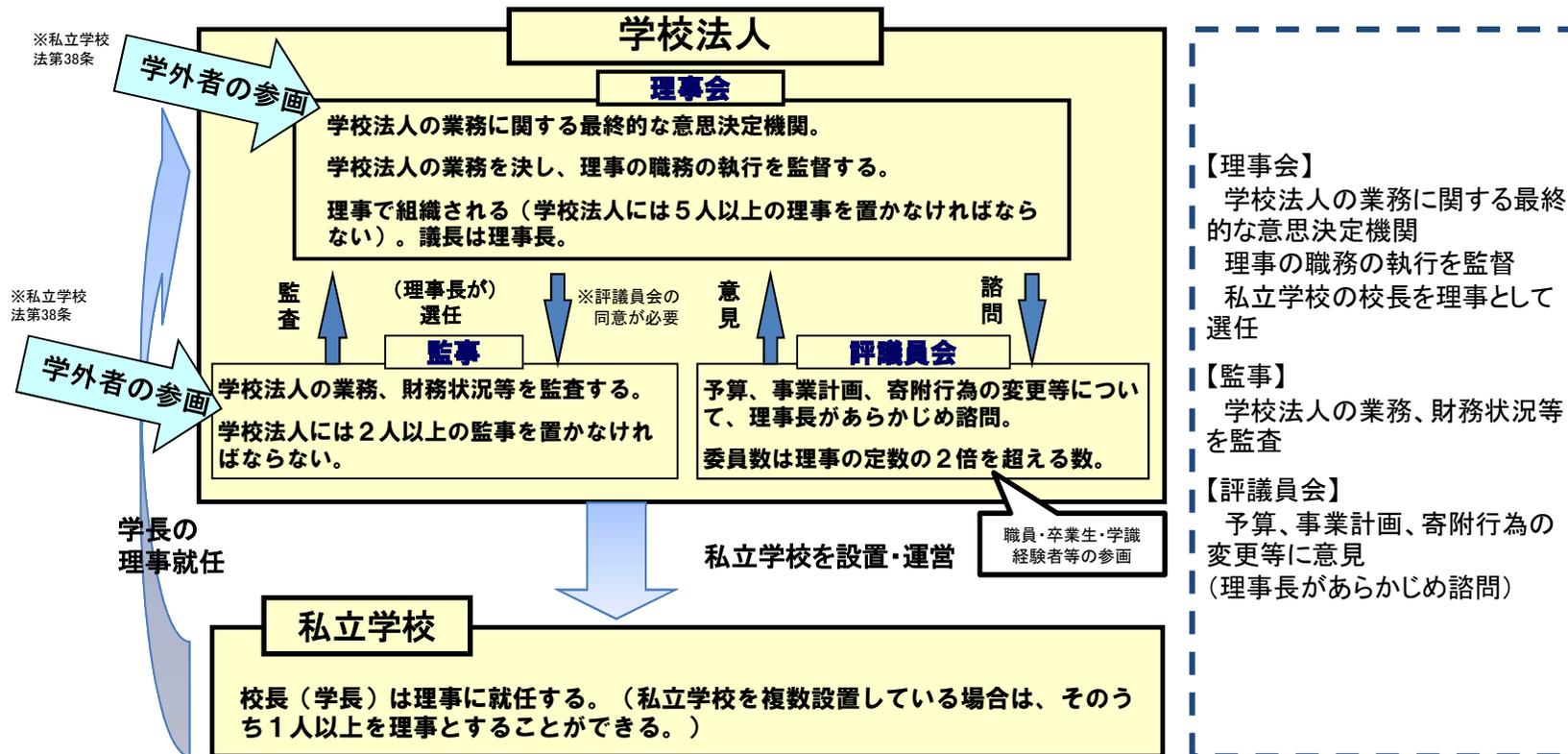
国立大学法人の名称	理事の員数
小樽商科、帯広畜産、北見工業、筑波技術、奈良教育、鹿屋体育、政策研究大学院、総合研究大学院（8法人）	2
室蘭工業、宮城教育、東京外国語、長岡技術科学、上越教育、名古屋工業、豊橋技術科学、京都教育、兵庫教育、鳴門教育、福岡教育（11法人）	3
北海道教育、旭川医科、岩手、福島、茨城、宇都宮、埼玉、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京工業、東京海洋、お茶の水女子、電気通信、一橋、横浜国立、静岡、浜松医科、愛知教育、滋賀、滋賀医科、京都工芸繊維、大阪教育、奈良女子、和歌山、九州工業、北陸先端科学技術大学院、奈良先端科学技術大学院（28法人）	4

国立大学法人の名称	理事の員数
弘前、秋田、山形、群馬、東京医科歯科、岐阜、三重、鳥取、山口、徳島、愛媛、琉球（12法人）	5
千葉、新潟、富山、金沢、福井、山梨、信州、島根、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島（16法人）	6
北海道、東北、東京、名古屋、京都、岡山、広島（7法人）	7
筑波、大阪、神戸、九州（4法人）	8

備考三 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度①

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である**理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度②

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（役員を選任）

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)
 - 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)
 - 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

（評議員の選任）

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

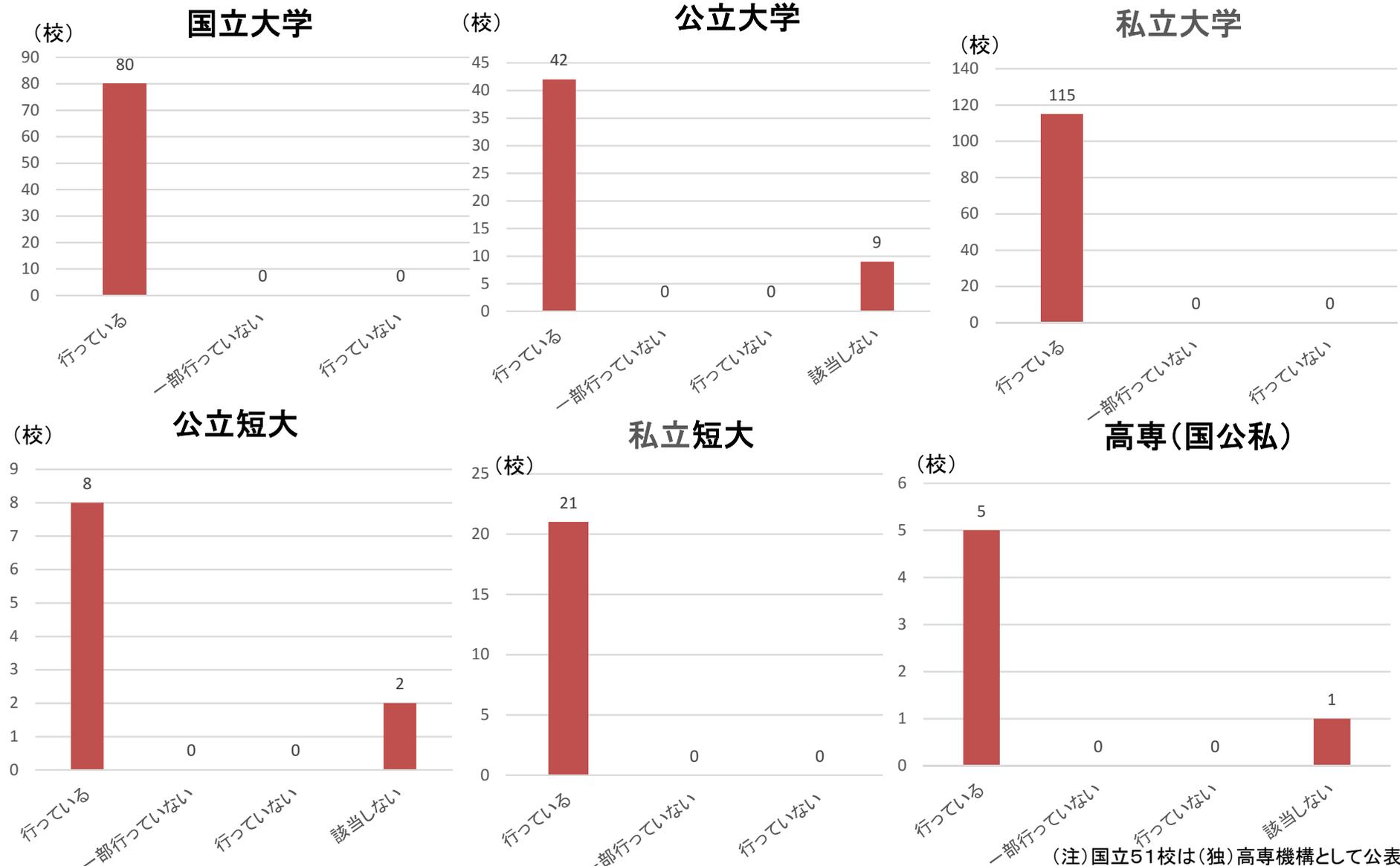
- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

財務・経営情報の開示

法令に則り財務・経営情報の作成・開示を行っているか

実態把握を行った全ての大学等で、法令上義務付けられている財務・経営情報を開示している(※)。

(※) 公立で法人化していない大学等は自治体の予算・決算として公表されているため、「該当しない」

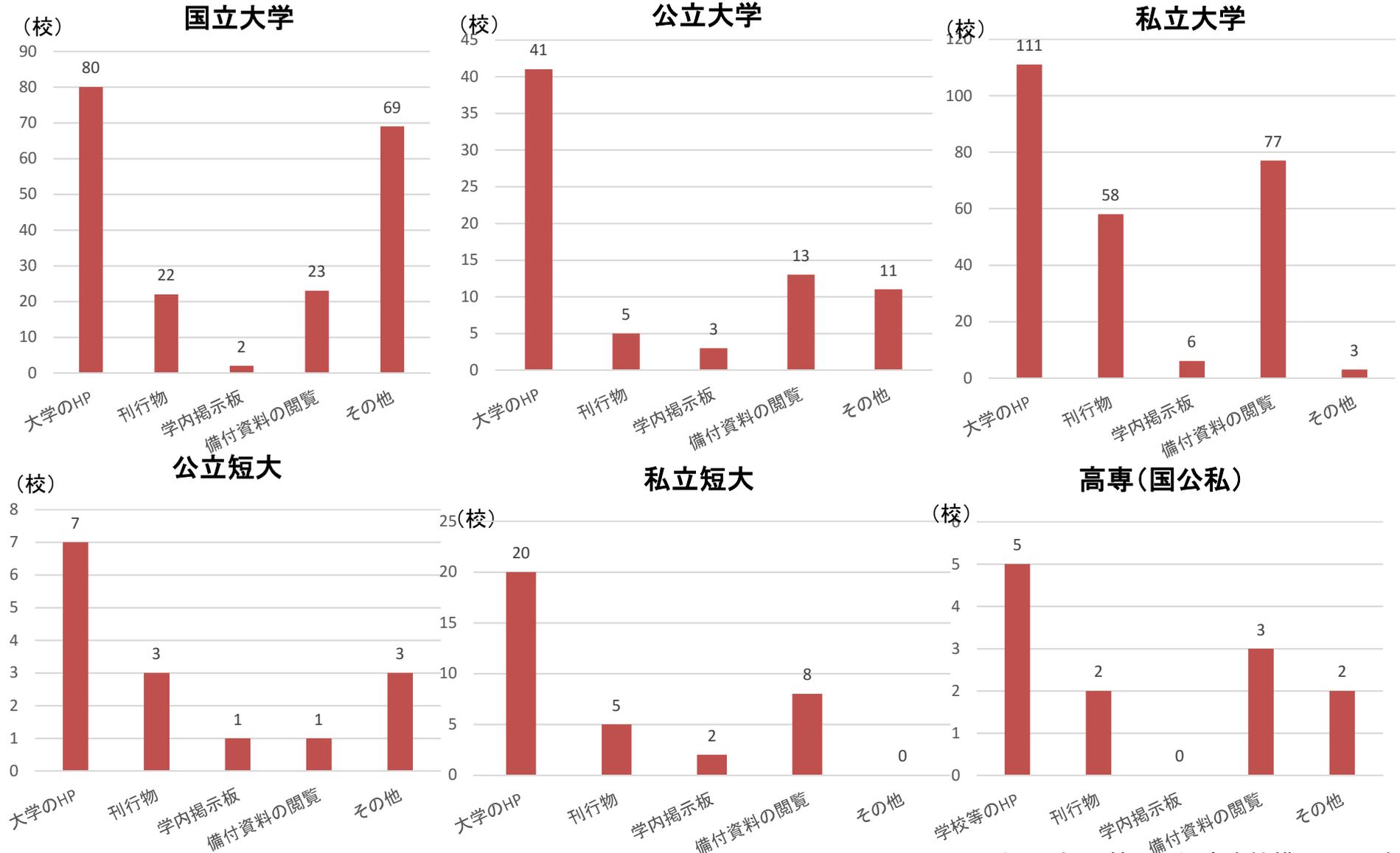


(注) 国立51校は(独)高専機構として公表

(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

財務・経営情報の学外への開示の方法

実態把握を実施した全学校種において、ホームページが中心的な開示方法となっている。



(注)国立51校は(独)高専機構として公表

(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

※「その他」の例: 官報、自治体の公報、株式市場への公開

財務・経営情報の開示に関する現行制度

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）※国立大学法人法第35条において準用

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるもの）をとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

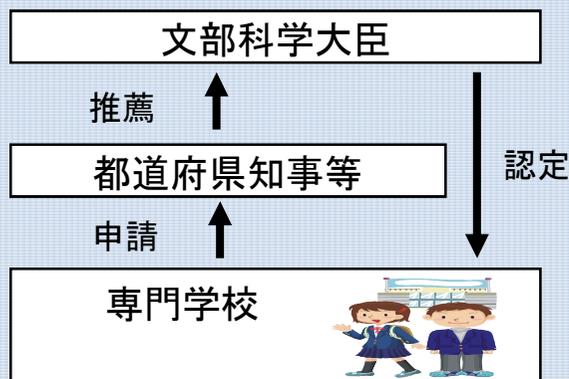
⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

⇒平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)

職業実践専門課程は、**教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組**として位置づける。

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握について【概要】

1. 目的・背景

「新しい経済政策パッケージ」において定められた、無償化措置の対象となる大学等の要件（「①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していること」）を踏まえ、その具体化にあたり、議論の検討材料として各大学・専門学校等における実態把握を実施。

2. 内容

①実務経験のある教員（※1）による科目の配置状況

※1: 企業や非営利団体、行政、医療や法曹の現場などにおいて、自身が担当する授業科目に関わる実務に従事した経験を持つ教員

②外部人材（※2）の理事への任命状況

※2: 選任の際現に当該大学等を設置する法人等の役職員でない者であって、様々な産業で活躍している者及びこのような経験を持つ者（当該学校種以外の業務に携わった経験のある者、当該大学以外で大学等の経営に携わった経験を持つ者は対象に含める。）

③成績評価基準（※3）の策定・公表状況

※3: 成績評価を客観的かつ厳格に行う目的で学習成果の評価に関して定めている学内の基準

④財務・経営情報（※4）の開示状況

※4: 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書等

3. 方法等

- ・ 国公立の大学、短大、高専、専門学校に対して実施。（平成30年1月25日～2月20日）
- ・ 国公立大学・短大・専門学校は悉皆、私立大学・短大は設置場所や規模等のバランスを踏まえて抽出で実施。
- ・ 大学364校、短大49校、高等専門学校57校、国公立専門学校194校。
私立の専門学校は各都道府県を通じて、所轄する私立専門学校の2割を目安に依頼。
- ・ 全体回答率 80%（H30. 4. 11現在）

（注1）部分回答や不備のある回答についても回答率に算入。

（注2）項目や設問によって、各学校種ごとの回答率は4割～10割までばらつきあり。

【参考】 回答状況（H30. 4. 11現在）

	回答状況 (各項目の 最大値)		①実務経験のある 教員の科目配置		②外部人材の理事へ の任命状況		③成績評価基準		④財務・経営情報	
	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数
国立大学（82校）	98%	80	70%	57	98%	80	96%	79	98%	80
公立大学（87校）	59%	51	53%	46	51%	44	55%	48	59%	51
私立大学（195校）	59%	115	44%	85	58%	113	56%	110	59%	115
公立短大（15校）	67%	10	47%	7	53%	8	67%	10	67%	10
私立短大（34校）	62%	21	53%	18	62%	21	62%	21	62%	21
高等専門学校（57校）	98%	56	98%	56	98%	56	96%	55	98%	56
国立専門学校（9校）	100%	9	100%	9	—	—	100%	9	—	—
公立専門学校（185校）	93%	172	93%	172	—	—	92%	171	—	—
私立専門学校（730校）	83%	603	83%	603	82%（※）	514	83%	603	—	—
全体（1394校）	80%	1,117	76%	1,053	76%	836	79%	1,106	71%	333

（※）調査対象は627法人